

国土交通省道路局

東南海・南海地震に備える沿岸4県

要　望　書

東南海・南海地震に備える沿岸4県共同声明 －「命の道」高速道路の早急な整備を－

本年4月、国の中防災会議により東南海・南海地震の被害予測が明らかにされ、震源に近い海域に面した三重県、和歌山県、徳島県、高知県の4県は、特に津波による甚大な被害が憂慮されている。

昨年7月に制定された「東南海・南海地震に係る特別措置法」を受け、現在、沿岸の4県では、地震防災対策の推進に懸命に取り組んでいるところであり、中でも津波の被害に備えた緊急輸送道路の確保が、4県の共通した喫緊の課題となっている。

紀伊半島南部においては国道42号が、四国の太平洋沿岸では国道55号と56号が地域の唯一の幹線道路であるが、いずれも海岸沿いに位置しているため、津波に対して極めて脆弱であり、数多くの箇所で被災し、沿線の市町村は分断され、陸の孤島となる。

このため、寸断された国道に代わり、救援・復旧活動を支え緊急物資の輸送道路としての機能を果たす高規格道路が不可欠であり、地震の規模が極めて大きく、近い将来の発生確率が高いという差し迫った状況下で、早急な整備が必要となっている。

については、今後の高速道路等の整備にあたり、昨年来、議論されてきた採算性や効率性の観点だけでなく、国の責任で、国民の生命や財産を守るといった、生活の最も基本となる防災対策の観点からの必要性、緊急性を高く評価し、下記について、国に積極的な取り組みを求めるものである。

記

1. 東南海・南海地震の地震・津波災害に備え、「近畿自動車道紀勢線」、「四国横断自動車道」、「高知東部自動車道」、および「阿南安芸自動車道」などの高規格幹線道路等を「命の道」として早急に整備すること。
2. 道路公団の民営化に伴い、今後の高速道路整備の具体的な制度や整備路線の検討にあたっては、「東南海・南海地震に係る特別措置法」で指定される地域の高速道路が、特に防災対策として重要性、緊急性を有することを十分評価すること。
3. 高速道路以外の高規格幹線道路等についても、整備に係る評価手法の検討にあたっては、このことに十分配慮すること。

平成15年7月14日

三重県知事 野呂 昭彦
和歌山県知事 木村 良樹
徳島県知事 飯泉 嘉門
高知県知事 橋本 大二郎